

令和2年第4回青森市議会定例会提出案件

	件名	提出 件数
予 算 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度青森市一般会計補正予算（第8号） ○ 令和2年度青森市一般会計補正予算（第9号） ○ 令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号） ○ 令和2年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第3号） ○ 令和2年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市水道事業会計補正予算（第2号） ○ 令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号） <p style="text-align: center;">計</p>	13
条 例 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について <p style="text-align: center;">計</p>	5
単 行 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産の取得について（ノートパソコンの購入） ○ 財産の取得について（タブレットパソコンの購入） 	

単行案

- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）
- 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）
- 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）
- 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）
- 公の施設の指定管理者の指定について（青森市宮八甲田放牧地第一牧場等）
- 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）
- 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）
- 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）
- 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）

<p>単行案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター） ○ 字の名称の変更について ○ 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">4 1</p>
<p>報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">1</p>
<p>合 計</p>		<p style="text-align: right;">6 0</p>

○ 予算案

- 議案第144号 令和2年度青森市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第146号 令和2年度青森市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第147号 令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第148号 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第149号 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第150号 令和2年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第151号 令和2年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 議案第152号 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第153号 令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第154号 令和2年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第155号 令和2年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 議案第156号 令和2年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第157号 令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）

○ 条例案

- 議案第145号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の期末手当の支給月数を改定するため、改正しようとするものである。
- 議案第158号 青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 159号 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 160号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の一部改正を勘案し、道路占用料を改定するため、改正しようとするものである。

議案第 161号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都市公園の占用に係る使用料を改定し、及び都市公園に公募の方法により自動販売機を設置する場合の使用料を定めるため、改正しようとするものである。

○ 単行案

議案第 162号 財産の取得について（ノートパソコンの購入）

市職員の在宅勤務を可能とする環境を整備するため、取得するものである。

取得する財産	ノートパソコン 200台
契約の相手方	株式会社青森電子計算センター (代表取締役 八島 勝)
取得価格	19,756,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,796,000円)
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第3条

議案第 163号 財産の取得について（タブレットパソコンの購入）

市職員の在宅勤務及びウェブ会議を可能とする環境を整備するため、取得するものである。

取得する財産	タブレットパソコン 260台
契約の相手方	株式会社ビジネスサービス青森支店 (常務取締役支店長 川村 智之)
取得価格	19,734,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,794,000円)

関係法令 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の
取得及び処分に関する条例第3条

議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）

青森市立すみれ寮の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡746番地

名称 社会福祉法人敬仁会

（理事長 丹野 智有）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）

青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館及び青森市立奥内児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会

（会長 窪田 正昭）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）

青森市立浪岡中央児童館、青森市立五本松児童館、青森市立王余魚沢児童館、青森市立女鹿沢児童館、青森市立平川児童館、青森市立吉野田児童館、青森市立杉高児童館及び青森市浪岡高齢者いきいきセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平31番地

名称 特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎

（代表理事 佐藤 道留）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）

青森市総合福祉センター、青森市福祉増進センター及び青森市中央デイサービスセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目1番3号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
(会長 窪田 正昭)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第168号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）

青森市青森駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市松原一丁目17番11号

名称 青森アドセック株式会社
(代表取締役 小林 正基)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第169号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）

青森市古川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市古川三丁目7番14号

名称 青森市古川市民センター管理運営協議会
(会長 千葉 滋)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第170号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）

青森市沖館市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市沖館一丁目1番11号

名称 青森市沖館市民センター管理運営協議会

(会長 伊藤 良治)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第171号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）

青森市森の広場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字山田616番地2

名称 新城縁故者委員会

(委員長 坂本 昌俊)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第172号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）

青森市西部工業団地多目的施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡258番地9

名称 株式会社城ヶ倉観光

(代表取締役 宮本 健四郎)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第173号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）

青森市ふれあい農園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田190番地4

名称 青森農業協同組合

(代表理事組合長 雪田 徹)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第174号 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）

南北後潟館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字後潟字平野 17 番地 7

名称 南北後潟館管理運営協議会

(会長 大科 武雄)

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 175 号 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）

野木ふるさと館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野木字山口 140 番地 2

名称 野木ふるさと館管理運営協議会

(会長 櫻田 喜代壽)

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 176 号 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）

牛館ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字牛館字松枝 84 番地 3

名称 牛館ふれあいセンター管理運営協議会

(会長 北田 政友)

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 177 号 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）

女鹿沢農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 35 番地 2

名称 女鹿沢農村コミュニティーセンター連絡協議会

(会長 高谷 伴幸)

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

議案第 178号 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）

銀農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字杉田 2 4 3 番地 1

名称 銀町内会

（会長 前田 正彦）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 179号 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター）

増館農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字増館字宮元 1 0 0 番地 1

名称 増館町内会

（会長 須藤 章輝）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 180号 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）

五本松農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平 4 0 番地 1

名称 五本松農村センター管理委員会

（会長 太田 健）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 181号 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）

吉野田農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字吉野田字樋田 3 7 1 番地 4

名称 吉野田町内会

(会長 一戸 悟)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第182号 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）

徳長農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字福田4番地1

名称 北部農業構造改善センター管理運営委員会

(運営委員長 天内 則雄)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第183号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター）

郷山前農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字村元10番地1

名称 郷山前町内会

(会長 工藤 徳弘)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第184号 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）

孫内農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字孫内字北原23番地2

名称 孫内町会

(町会長 我満 勝彦)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第 185号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）

青森市営八甲田放牧地第一牧場、青森市営八甲田放牧地第二牧場、青森市営八甲田放牧地第三牧場、青森市営八甲田放牧地育成牧場及び青森市営柴森山放牧場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田 190 番地 4

名称 青森農業協同組合

（代表理事組合長 雪田 徹）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 186号 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）

月見野森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字高田字日野 26 番地 2

名称 森林組合あおもり

（代表理事組合長 高坂 繁光）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 187号 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）

浅虫温泉森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字浅虫字蛸谷 70 番地

名称 一般社団法人浅虫温泉観光協会

（会長 中村 彰利）

指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

議案第 188号 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村公園）

郷山前農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字村元 10 番地 1

名称 郷山前町内会

（会長 工藤 徳弘）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第189号 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）

杉沢農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字杉沢字井ノ下26番地1

名称 杉沢町内会

（会長 森 隆）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第190号 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園）

本郷農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原85番地5

名称 本郷町内会

（会長 鎌田 幸春）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第191号 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園）

北中野農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字天王94番地

名称 北中野町内会

（会長 伊藤 芳男）

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第192号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター）

青森市浪岡交流センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田105番地1

名称 浪岡商協

(代表 小倉 尚裕)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第193号 公の施設の指定管理者の指定について(青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル)

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビルの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田二丁目24番7号

名称 特定非営利活動法人あおりみなとクラブ

(理事長 渡部 正人)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について(下石川ふれあいセンター)

下石川ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下石川字平野261番地1

名称 下石川町内会

(会長職務代理者 副会長 楡引 章)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項において準用する同条例第10条

議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について(なごやかプラザ福田)

なごやかプラザ福田の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡福田二丁目4番地3

名称 福田町内会

(会長 野呂 一則)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項において準用する同条例第10条

議案第196号 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）

下町幸永会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田102番地10

名称 下町町内会

(会長 成田 将夫)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第197号 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）

浪岡茶屋町会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2

名称 茶屋町町内会

(会長 永井 三雄)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）

増館健康センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字増館字宮元100番地1

名称 増館町内会

(会長 須藤 章輝)

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

議案第199号 字の名称の変更について

地域自治区の設置期間の満了に伴い、「浪岡」を字の名称に用いるため、変更しようとするものである。

(変更前の字の名称)

大字浪岡、大字五本松、大字王余魚沢、大字女鹿沢、大字下十川、大字増

館、大字樽沢、大字銀、大字郷山前、大字吉野田、大字下石川、大字杉沢、
福田、大字高屋敷、大字徳才子、大字大釈迦、大字長沼、大字北中野、大字
吉内、大字本郷、大字相沢及び大字細野が付く字

(変更後の字の名称)

浪岡大字浪岡、浪岡大字五本松、浪岡大字王余魚沢、浪岡大字女鹿沢、浪
岡大字下十川、浪岡大字増館、浪岡大字樽沢、浪岡大字銀、浪岡大字郷山前、
浪岡大字吉野田、浪岡大字下石川、浪岡大字杉沢、浪岡福田、浪岡大字高屋
敷、浪岡大字徳才子、浪岡大字大釈迦、浪岡大字長沼、浪岡大字北中野、浪
岡大字吉内、浪岡大字本郷、浪岡大字相沢及び浪岡大字細野が付く字

関係法令 地方自治法第260条第1項

**議案第200号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合
規約の変更について**

黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務及び同組合の規約の変更について
協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第286条第1項及び第290条

議案第201号 市道の路線の廃止について

篠田三丁目28号線ほか8路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 1,596.3m

総面積 11,732㎡

関係法令 道路法第10条第1項及び第3項において準用する同法第8条第2項

議案第202号 市道の路線の認定について

新田69号線ほか38路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 4,589.5m

総面積 38,280㎡

関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

報告第37号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、そ

の報告をするものである。

事故発生年月日	令和2年8月30日
損害賠償額	3,465円
専決処分年月日	令和2年10月22日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項